

市民意見提出手続実施結果報告書

令和7年1月9日

市民の皆さんなどからいただいた御意見、これに対する市の考え方などを取りまとめましたので公表します。

施策等の名称	さぬき市犯罪被害者等支援条例（案）	
実施期間	令和6年12月9日～令和7年1月7日	
意見の件数	1件	
意見の内容	意見に対する市の考え方	
次の箇所を変更してはどうでしょうか。 ① 2 定義の犯罪被害者等… 犯罪等により害を被った者に 「市内に住所を有する者」を加える ② 4 責務 市の責務、市民の責務、事業所の責務の中に 「基本理念にのっとり」を入れる。 ③ 5 基本的な施策 啓発のところだけ、「事業者」となっているので、「事業所」に統一する。	今回の意見提出手続では、条例の目的や定義、規定の方向性を示した <u>骨子案</u> を資料として、政策等の概要を公表したものであります。 つきましては、今後、法令形式の案を作成する際に、今回の御意見をふまえ、条文を作成してまいります。	

施策等の案についてのお問い合わせ先

さぬき市役所 総務部総務課

住所：〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

電話：087-894-1111 ファクシミリ：087-894-4440

電子メール：somu@city.sanuki.lg.jp